

生き方の選択肢、誰にも邪魔させない！

性別による人権侵害に関する苦情申出制度を知っていますか？

●「どんなことについて申し出ていこうか？」

平成14年4月施行の横須賀市男女共同参画推進条例の第10条は次のような規定があります。

第10条（男女平等専門委員）
男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女平等専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を3人とする。

この規定にある男女平等専門委員は、「性別による人権侵害に関する苦情申出制度（以下、「苦情申出制度」）のために置かれた委員です。この苦情申出制度とは、市が実施する男女共同参画に関する政策や、他の政策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる政策について、納得がいかな



●「だれに、どのように申し出ていこうか？」

苦情申出制度へ申し出る方法は、所定の申出書をご利用いただき、必ず書面で行ってください。持参、郵送または専用FAXにより受付をしております。

●「すべての申出が調査されるか？」
申し出ていただいた内容については、事務局（男女共同参画課）より男女平等専門委員に速やかに報告いたしますが、次に挙げられる内容の申出については、調査することができません（横須賀市男女共同参画推進条例施行規則第4条）。

- ◇判決、裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事項
- ◇不服申立ての審理中の事案に関する事項
- ◇議会に請願や陳情を行なっている事案に関する事項
- ◇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（通称：男女雇用機会均等法）第12条の紛争解決の援助の対象となる事項
- ◇男女共同参画推進条例や施行規則に基づく男女平等専門委員の行為に関する事項
- ◇男女平等専門委員が調査することが適当でないとする事項

以上の事項を内容とする申出が行われた場合には、調査しない理由を書面にて申出をされた方に通知いたします。また、「市内で1年以内に発生した事案」以外のものも調査しないものとされています。

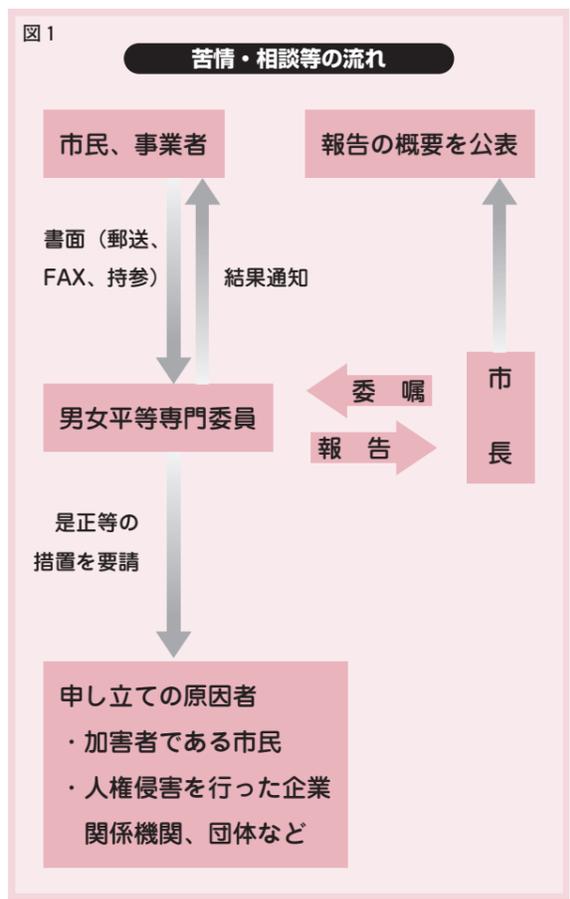
●「申出以後はどのような流れなのですか？」（図1参照）

申出がなされると、形式的な書類審査の後、男女平等専門委員により、申

表1 これまでの申出実績とその内容 ※印は市の政策等に対する申出

平成14年度	申出実績 2件	・私企業で起こったとされるセクシュアル・ハラスメントについて ・市立保育園における性別の固定観念に基づく指導について（※）
平成15年度	申出実績 1件	・総合職と一般職における男女差別について
平成16年度	申出実績 2件	・私企業で起こったとされるセクシュアル・ハラスメントについて ・共同親権を認めない現行の離婚届様式について
平成17年度	申出実績 4件（平成17年12月まで）	・出産時の搬送における救急隊員の対応とその後の保健所の対応について（※） ・私企業における産前産後休暇取得者に対する差別的な対応について ・救急搬送時における市職員の対応について（※） ・私企業で起こったとされるセクシュアル・ハラスメントについて

〈申出書送付先〉
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市市民部男女共同参画課内
男女平等専門委員あて
〈専用FAX〉
046-822-4500



申出書は、横須賀市のホームページ http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/g_info/1100050068.html よりダウンロード可能です（Word形式22KB）
申出書が手に入らない場合は、氏名・住所・電話番号・申出の趣旨及び概要・事案があった日・申出の年月日・他機関への相談状況の必要事項を記載の上、申し込みください。ご不明な点がございましたら、男女共同参画課にお気軽にお問合せ下さい。



出者との面接（原則毎月下旬に1度）が行われ、本制度の説明が行なわれた後、申出内容の論点整理や意思確認が行われます。
その後、必要に応じて関係者に対して事前の同意を経た上で、申出内容についての聞き取り調査や関係機関等への調整などが行われます。
また、委員が必要と思われる事案については、申出の原因者に対して、是正等の措置を行うことができます。なお、男女平等専門委員は、公正中立な機関として、調査等を実施し結果を出すため、必ずしも申出者の意に沿わない結果になることがあります。
調査した結果は、申出者に対して通知されるほか、男女共同参画課ホームページ上でも公開しています（個人情報保護の観点から氏名等が特定される恐れのある情報は非公開としています）。

が9件中3件に対して、それ以外の申出（セクシュアル・ハラスメントなど）が9件中6件と2倍ありました。
男女平等専門委員の馬場俊一弁護士からは「申出内容になるかならないか分からない時でも、問題を整理してみるのが大事なので、この苦情申出制度を利用してほしい」とのコメントをいただきました。この苦情申出制度は、横須賀市が男女共同参画を推進していく上で、欠かせない制度なのです。これを機会にご承知おきいただき、ご利用ください。

●「これまでのような申出がありましたか？」（表1参照）
平成14年度から平成17年12月まで、合計9件の申出がありました。その内容を表1にまとめてみました。特徴としては、市の政策等に対する申出

このポスター見たことありませんか？

今回の表紙の絵になっていますが、市内の広報掲示板に、今回取り上げた苦情申出制度のポスターが張り出されていました。このデザインは、広報紙ニューウェーブの編集委員の方にお願ひし、作成いただいたものです。